

第10次東広島市高齢者福祉計画・第9期東広島市介護保険事業計画（案）に関する

パブリックコメント（意見公募）の実施結果について

1 目的・背景

高齢者の保健福祉施策及び介護保険事業の基本的な考え方や目指す姿・取組みなどを定めた、今後3年間（令和6年度～令和8年度）の計画となる「第10次東広島市高齢者福祉計画・第9期東広島市介護保険事業計画」の策定に当たり、広く皆様からご意見を伺い、計画に反映させることを目的とした。

2 パブリックコメントの実施結果

(1) 実施期間 令和5年11月24日（金）から令和5年12月25日（月）まで

(2) 応募資格

- ① 市内に住所を有する方
- ② 市内の事務所又は事業所に勤務する方
- ③ 市内の学校に在学する方
- ④ 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体
- ⑤ 第10次東広島市高齢者福祉計画・第9期東広島市介護保険事業計画に関し利害関係を有する方

(3) 実施方法

市ホームページに掲載するとともに、介護保険課・地域包括ケア推進課、各支所・出張所・地域センター・生涯学習（支援）センター、総合福祉センター、各保健福祉センター、芸術文化ホールくららに備え付けて実施

(4) 意見総数及び意見提出者数等

| | |
|---------|---|
| 意見総数 | 16件 |
| 意見提出者数 | 個人 9人、団体 1件 |
| 地域別提出者数 | 西条北圏域1、西条南圏域3、志和圏域1、黒瀬圏域1、豊栄圏域2、市外1、不明1 |

(5) 意見の内訳と対応状況

| 対応区分 | 件数 | 主な内容 |
|----------------------------------|----|----------------------------------|
| 意見を反映し、素案を修正したもの | 1 | ・介護サポーターの導入促進について |
| 意見の趣旨・考え方が既に素案に盛り込まれているもの | 15 | ・権利擁護の必要性について ・介護人材の育成・確保について |
| 意見を反映しないで、素案どおりとしたもの | 0 | |
| その他の意見、素案とは直接関係のないもの、今後の参考とするもの等 | 0 | |
| 合計 | 16 | |

※意見の詳細は以下参照

第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画パブリックコメントで提出された意見の詳細

| 番号 | 項目 | ご意見・ご提案の内容 | 市の考え方 |
|----|-----|--|--|
| 1 | 第1章 | <p>少子高齢化が深刻な状況下で、この短期計画では現状維持ができるのか疑問であり、具体的な内容を盛り込む必要があるのではないか。</p> | <p>この計画は、高齢者及び要介護認定者等を主な対象として、団塊の世代全てが75歳を迎える2025年及び団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年を見据え、中長期的な視点に立って策定しています。</p> <p>また、地域を取り巻く厳しい状況が続く中、本計画におきましては、3年毎に見直しを行い、より地域の実情に沿った取組みを実施することで、福祉の視点から持続可能な地域社会の形成に貢献してまいりたいと考えております。</p> |
| 2 | 第4章 | <p>老人の活動団体の衰退や地域コミュニティ活動の衰退・廃止が見られる。</p> <p>また、フレイルや認知症への対応が家族のみの負担となっているのではないか。</p> | <p>高齢化による社会参加の減少や、地域コミュニティ活動の衰退については、市としても課題であると認識しております。</p> <p>この課題に対応するため、年齢が若いうちからの地域活動への参加や、地域コミュニティづくりにつながるよう、元気輝きポイント制度や地域活動団体への支援などの取組みをさらに推進してまいります。</p> <p>また、フレイルや認知症を早期に発見し、必要に応じて専門職による支援やサービスに繋げるとともに、家族の負担を軽減できるよう、地域包括支援センターにおける相談対応等の充実に努めてまいりたいと考えております。</p> |
| 3 | 第4章 | <p>長寿への要件は、</p> <p>(1) 元気すこやか健診の励行（インセンティブを付ける）、</p> <p>(2) かかりつけ医を必ず持たすこと、</p> <p>(3) 認知症、運動機能に障がいのある人に対するデイサービスの充実</p> | <p>(1) 生活習慣病、がん、フレイル予防のため、年1回は健康診査を受けていただきたいと考えております。そのため、インセンティブとして、元気輝きポイント制度により、65歳以上の健診受診者にポイントを付与し、他の介護予防活動に参加された際に付与されたポイントとあわせて、1年間に貯まったポイント数に応じて報奨金を支給しています。今後もポイント制度を活用するとともに、定期的に病院受診をしても健診を受けて健康状態やフレイル状態を把握していただくよう、健康診査の必要性と受診方法について周知し、より多くの人に健診を受診していただけるよう受診勧奨を行っていきたいと考えています。</p> <p>(2) 健診結果等から早期治療等、継続受診が必要な場合は、医療機関への受診勧奨をし、継続して経過を診てもらおうようかかりつけ医を持つよう声掛けを行っています。今後も、市民自身が病気の治療や健康管理を定期的に行えるよう、今後も啓発を行いたいと考えています。</p> <p>(3) 利用者本人が望む状態に応じた適切なサービスが利用できるように、ケアマネジメントの質の向上に取り組んでいきます。</p> |

| 番号 | 項目 | ご意見・ご提案の内容 | 市の考え方 |
|----|-----|--|--|
| 4 | 第4章 | <p>介護支援専門員が、業務範囲外（入院費の支払、入院中の支援、保証人の調整、亡くなったあとの支援や整理等）の支援を求められることが多い。</p> <p>ひとり暮らしや身寄りのない高齢者に対する具体的な支援内容を記載してほしい。</p> | <p>介護支援専門員がケアマネジメント業務に専念できるように、身寄りのない方の支援について早期に専門機関につなぐことができるよう情報提供を行うとともに、基幹型地域包括支援センターと権利擁護ステーションの連携により、今後増加が見込まれる身寄りのない方への支援体制の強化を検討してまいります。</p> |
| 5 | 第4章 | <p>権利擁護や虐待防止については法的整備が進んでいるが、当事者が権利侵害を訴える力に欠ける場合が多く、支援者側の意識や働きかけ、様々な仕掛けや窓口を整えていくことが大切だと感じている。</p> <p>福祉の領域ではどうしても法律関係の知識まで手が回らず、これは権利侵害に当たるのだろうかと迷っても相談する先がなかったりするので、権利擁護ステーションの「支援者支援」という視点を強化してほしい。</p> <p>支援機関や窓口が用意されていることの周知活動も、市としてしっかりと取り組んで頂きたい。</p> | 「4」と同じ |
| 6 | 第4章 | <p>権利擁護の必要性や複雑さが年々増している。「権利侵害」は、内容が多岐に渡るため、エキスパートの育成や特化した部署の拡充の必要性を感じている。</p> | 「4」と同じ |
| 7 | 第4章 | <p>福祉事業所における虐待防止の取り組みの相談を権利擁護の視点を深めるためにも権利擁護ステーションを活用したい。</p> | 「4」と同じ |
| 8 | 第4章 | <p>権利擁護ステーションは、重層的課題を抱えるケースに、法律・医療・学識者含む専門家にワンストップで取り次ぐ貴重な仕組みで、今後の機能強化に期待している。</p> | <p>権利擁護ステーションの定着に向けて一次支援機関が抱える困難事例をバックアップする支援体制を整えるとともに、引き続き一次支援機関の相談対応力の向上に努めてまいります。</p> |

| 番号 | 項目 | ご意見・ご提案の内容 | 市の考え方 |
|----|-----|--|---|
| 9 | 第4章 | <p>年々、虐待件数の増加、金銭管理や近隣トラブル等の問題が増加傾向にある。</p> <p>また、障がいがある方の親亡き後の生活に関する問題解決には、様々な専門職と連携を取る必要がある。</p> <p>このことから、様々な専門職と連携をとることのできる権利擁護ステーションの人員を増やして、体制を厚くしていく必要がある。</p> | <p>複雑化した困難事例の解決に向けて、様々な専門職との連携はもとより、限られた人員体制の中ではありますが、専門職へのつなぎ支援を積極的に行ってまいります。</p> |
| 10 | 第4章 | <p>障害福祉・高齢福祉・児童福祉等、福祉分野において、当事者の方が抱える問題は日々多様化・複雑化しており、その解決方法や関係する機関も多岐に渡っているため、個人の権利を適切な施策やサービスに結びつける支援体制を強化する必要がある。</p> <p>権利擁護ステーションの役割は、地域における権利擁護支援の連携・対応強化の推進役で、地域連携ネットワークの中核を担う権利擁護ステーションの重要度・必要性は、さらに注目されていくものと感じている。</p> | <p>様々な福祉分野の中で発生する問題が多様化・複雑化している中で、関係する機関が多岐にわたり、解決が困難となっているケースについて対応していくことも、権利擁護ステーションの役割の1つであると認識しています。</p> <p>個人の尊厳を守るためにも、福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に、司法による権利擁護支援が適切に受けられるよう、今後も体制強化に取り組んでまいります。</p> |
| 11 | 第4章 | <p>介護分野の職域範囲外の相談にどのように対応すればいいのか難しい場面が多々ある中で、権利擁護ステーションは障害福祉、高齢者福祉の枠を超え、またそれ以上の範囲をサポート、助言してくれる。生活に困難を感じておられる方は、わたしが見て感じるに氷山の一角で、更なる手厚い支援が必要と感じている。</p> | <p>権利擁護ステーションの設置目的である、法律と福祉の接続を図り、高齢者、障がい者、児童、生活困窮などの分野を超えて解決困難な相談を専門家が支えることで、市民の尊厳が保たれ尊重される社会の形成を目指し、引き続き体制の強化に努めてまいります。</p> |
| 12 | 第4章 | <p>自動車免許返納後の病院への通いの問題（交通手段）</p> | <p>地域における高齢者の移動支援については、市としても課題として認識しているところであり、地域公共交通の利便性の維持、コミュニティバス等の新たな移動サービス導入の検討、福祉有償運送事業者による移送サービスの充実、経済的に移動が困難な高齢者を対象としたバス・タクシーの割引乗車券の交付、地域の互助による生活支援と一体となった移動支援サービス導入の検討など、地域や高齢者の実情に応じた施策を総合的に検討・実施してまいります。</p> |

| 番号 | 項目 | ご意見・ご提案の内容 | 市の考え方 |
|----|-----|--|--|
| 13 | 第4章 | 市内介護福祉士養成校と市内介護事業所との交流等だけでなく、介護業界・企業・職種理解を深めるために、インターンシップ（1 day 仕事体験等）も有効ではないか。 | ご意見については、今後、施策や事業の検討にあたっての参考とさせていただきます。 |
| 14 | 第4章 | 介護サポーターの雇用促進を図るのであれば、マッチング等の整備が必要ではないか。 単発及び短期の雇用など、バイトアプリのように、間口を広げ、いつでも気軽にマッチングができる仕組みを今後の目標に入れてはどうか。 | 介護サポーターの導入促進に係る取組みを原案に内容を具体的に記載しました。 また、短期雇用などのいただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。 |
| 15 | 第4章 | 介護職のイメージ改善・理解促進について、「やりがい」「介護の魅力」等のイメージ戦略だけでなく、「雇用待遇のメリット」についても着目し、理解及び就労意欲の育成を促進してはどうか。 | 介護職は高齢者、その家族や地域、社会全体を支える重要な役割がある専門職であり、また、働きながら資格取得を目指したスキルアップも可能なことから、大きな可能性があります。 いただいたご意見も参考にしながら、小学生、中学生や介護に関わる職種を目指す学生等が、介護職を将来のしごとの選択肢のひとつとして考えてもらうよう、介護職のイメージ改善・理解促進に取り組んでまいります。 |
| 16 | 第4章 | 個々別のニーズに依り、知らしむべし寄らしむべし。 | 情報提供のあり方については、介護サービスを必要とされる市民の方が必要なときに多様な手段で情報を得られるよう、市ホームページ、広報、パンフレット等、様々な媒体での情報提供体制の充実に努めてまいります。 また、利用者本人が望む状態に応じた適切なサービスが利用できるように、ケアマネジメントの質の向上に取り組んでまいります。 |